

「原木しいたけ（露地栽培）」の出荷制限解除について 仙台市（新規）、大和町（新規）、登米市（追加）

平成27年2月18日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、平成24年4月27日付けで出荷制限が指示されていた仙台市で産出される「原木しいたけ（露地栽培）」、及び平成24年5月7日付けで出荷制限が指示されていた大和町で産出される「原木しいたけ（露地栽培）」について、出荷制限が一部解除されましたので、お知らせします。

記

1 出荷制限解除の対象

仙台市及び大和町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち「宮城県原木しいたけ（露地栽培）栽培管理」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ

2 出荷制限解除の追加

平成26年8月26日に一部出荷制限が解除されていた登米市において、新たな生産者、及び既に解除されていた生産者の別ロットについて、平成27年2月13日付けで追加解除

3 解除の対象となる生産者数

仙台市内生産者2名

大和町内生産者1名

登米市内生産者4名

計 7名

※うち2名は平成26年8月26日に解除済、今回は別生産ロットの解除

4 解除後の出荷管理及び検査等

① 解除の対象となる生産者は、県の生産者認証登録を受け出荷する。（県、市、町のホームページで氏名等を公表し、JA、直売所、卸売市場等へ周知）

② 認証登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し併せて認証登録通知の写しを添付する。

③ 出荷期間中に仙台市、大和町、登米市内で毎月1検体の定期検査を行う。

<参考>

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の状況

白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、*仙台市、名取市、*大和町、富谷町、大衡村、大崎市、加美町、色麻町、栗原市、*登米市、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町（21市町村）* 一部出荷制限解除

出荷制限解除の追加

登米市のように、既に出荷制限解除になった市町村については、追加対象者及び生産ロットが「宮城県原木しいたけ（露地栽培）栽培管理基準」に即して生産し、基準値以下であることが確認された場合、国の了解を得てから、県が生産者管理台帳に登録し、出荷制限解除の追加を行います。